

【様式2】

香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報

部(局)・課(所)名	香川県環境森林部みどり保全課
件名	瀬戸内海国立公園屋島園地維持管理業務（公衆トイレ清掃）
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施場所 高松市屋島東町 ・業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ・業務内容 公衆トイレの清掃 3棟 年88回/棟 ・支払い 半期毎の通常払（ただし、請求により5割以内の金額を前金払にする）
契約予定日	令和8年4月1日
納期又は履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約の相手方の選定基準及び決定方法	<p>選定基準 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者で、契約の履行が確実であること</p> <p>決定方法 随意契約（見積）により、最低の金額を提示した者と契約</p>
契約の申込み方法（見積書受付期間、見積書受付場所等）	<p>見積書受付期間 令和8年3月13日～令和8年3月23日</p> <p>見積書受付場所 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部みどり保全課 総務・自然公園グループ</p> <p>見積金額 本業務の価格（消費税及び地方消費税を含むこと）</p> <p>提出方法 持参又は郵送</p>